



民間事業者のみなさまも マイナンバーを扱います!



平成28年1月以降、以下の手続で従業員などの
マイナンバーを記載する必要があります。

- 健康保険や厚生年金の手続や、源泉徴収の手続
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の法定調書の提出 など



制度が始まるまでに、準備をお願いします。

マイナンバーに対応した
人事・給与などの
システム開発や改修

マイナンバーを適正に
扱うための従業員研修
や社内規程づくり

マイナンバーを含む
個人情報の安全管理
措置の検討

特定個人情報*の管理は、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーの取扱いには、個人情報保護法よりも厳格な保護措置を設けています。

*マイナンバーをその内容に含む個人情報のことをいいます。

ガイドラインに関する情報は [こちら](#) ▶ [特定個人情報保護委員会](#) [検索](#)



法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人*には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。
マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

*法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。
(法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。)

【マイナンバー・法人番号の詳細はこちら】

公式サイト

マイナンバー

検索

公式 Twitter

お問合せ

コールセンター (全国共通ナビダイヤル) マ イ ナ ン バ ー
 0570-20-0178

平日9時30分~17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、
050-3816-9405におかけください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※外国語対応(英語)は0570-20-0291におかけください。

平成27年4月からは、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語で対応。

内閣官房社会保障改革
担当室(番号制度)

@MyNumber_PR

マイナンバー ツイッター

検索



個人の皆様にも、大切なお知らせがあります。

詳しくは
中面へ

今年の10月から、 あなたにも マイナンバーが 通知されます。*

* マイナンバーの通知は、住民票の住所に送られます。
(住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、お住まいの市町村に住民票を移してください。)

マイナンバー(社会保障・税番号)とは
国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の
分野で個人の情報を適切かつ効率的に
管理するために活用されます。

※対象者は、住民票を有する全ての方
(中長期在留者や特別永住者などの外国人も含む)です。

もうすぐ
はじまるよ!



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



家族みんなが読み終わったらチェック!

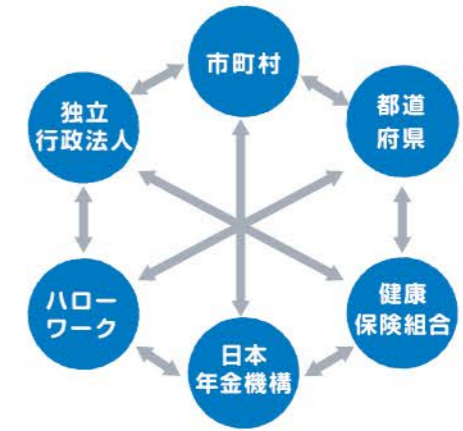
大切に保管してください。



詳しくは
中面へ

マイナンバーによる情報連携で、よりよい暮らしへ。

マイナンバーは、安心・安全な仕組みで各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。これによって国や地方公共団体等での情報連携が可能になり、さまざまなメリットをもたらします。



国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請で、書類の添付が減ります。

事前の書類取得の必要なし!



行政の効率化

行政手続が、正確で早くなります。

各機関で作業のムダが削減され、手続がスムーズに!



災害時の行政支援にマイナンバーを活用。

被災者台帳の作成などにより、迅速な行政支援を実現します!



公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を実現します。

所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税につながります。



年金などの社会保障を、確実に給付します。

未払い・不正受給を解決します!



この2つで、さらに便利に!

個人番号カード

市町村に申請すると交付が受けられる、顔写真付きICカードです。



- 身分証明書になるほか、健康保険証などの機能追加が検討されています。
- ICチップを活用した様々なサービスも展開される予定。

こんなメリットも。

各種証明書をコンビニで発行!



※全国の市町村において順次拡大中。

マイ・ポータル(仮称)

自宅のパソコンから様々な情報を取得できる個人用サイトです。



平成29年1月開設予定

※スマホやタブレットからのアクセスも可能になる予定。

取得可能な情報(予定)

- 年金など、各種社会保険料の支払い状況
- 年金など、各種社会保険料のお知らせ
- 行政機関が自分の個人情報へアクセスした履歴
- 受けとることのできる各種給付のご案内

将来的には、こんなメリットも予定されています。

- 予防接種の履歴、確定申告に必要な情報などをネットで取得!
- 引っ越しなどの複数の届出が、パソコンでまとめてできる!



制度実施の流れ

平成27年10月～

マイナンバーの通知を住民票の住所へ送付開始

平成28年1月～

- 社会保障・税・災害対策の手続で、マイナンバーの利用が開始
- 申請者に、個人番号カードを交付

平成29年1月～

国の行政機関の間で、情報連携を開始

平成29年7月～

地方公共団体等も含めた、情報連携を開始

情報セキュリティを高める 安心・安全な仕組みづくり

個人情報は分散管理

一元管理しないことで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。

成りすまし防止

行政手続などで、マイナンバーのみの本人確認は行いません。

システムへの接続制限

各機関で情報連携を行う際は、接続できる人を制限。通信の暗号化も行います。

マイナンバー保護評価

各機関がマイナンバーのシステム開発や改修を行う前に、実施します。

アクセス記録の確認

自宅のパソコンで、自分の個人情報にアクセスした行政機関を確認できます。

第三者機関の新設

制度の運用を厳しく監視する、特定個人情報保護委員会を設置しました。

罰則の強化

マイナンバーの漏えいや目的外の収集には刑事罰が科せられる場合があります。

マイナンバーは一生使うもの。大切にね!



事業者の皆様にも、大切なお知らせがあります。

詳しくは 外面へ